第３７号議案

八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| （処遇の方針）<br>第１７条　（略）<br>２～５　（略）<br>**６　養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。**<br>**⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。**<br>**⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。**<br>**⑶　支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。** | （処遇の方針）<br>第１７条　（略）<br>２～５　（略） |

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。